

山梨県立大学助産学専攻科履修・単位認定に関する規程

(令和7年4月1日制定 助産学専攻科第5401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学専攻科規則（以下「専攻科規則」という。）第17条に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法・単位認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数並びに授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、原則として、毎学期授業開始後2週間以内に、履修しようとする科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 学生は、成績評価で不合格になった科目について、改めて履修登録することができる。

3 履修登録をした科目の訂正又は取り消しは、定められた手続きによる以外は認めない。

(履修の制限)

第4条 次の各号に掲げる科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない科目

(2) 既に単位を修得した科目

(3) 授業時間が重複する科目（集中講義、実習等を除く。）

2 学長は、次の各号に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するために、特定の学生に対して科目を指定することが必要と認められるとき

(2) その他学長が必要と認めるとき

(試験等)

第5条 試験等は、原則として授業期間内に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時、試験を行うことができる。

3 前2項に定める試験等の方法は、科目の担当教員が定める。

(成績評価・単位認定)

第6条 科目の担当教員は、試験等により、当該科目の学修を評価し単位を認定するものとする。

2 成績の表示は、次のとおりとし、S、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、合否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表す。

3 前項に規定する評語は、次に掲げる基準及び得点の区分に応じて標記する。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

(試験等を受けることができない者)

第7条 試験科目の出席時間数が講義及び演習において授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者は、試験その他の審査による評価を受けることができない。

(不正行為)

第8条 試験等において不正行為を行った者は、当該学期の科目の履修が全て無効となるほか、専攻科規則第21条の規定に基づき懲戒の対象とされる。

(成績評価に対する異議申立)

第9条 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

2 異議の申立に関する手続きについては、別に定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、専攻科専攻科委員会が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。